日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

［７～９　略］

⑧　令第１条の９の２第１号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況

［表略］

（注意事項）

令第１条の９の２第１号イからニまでに掲げる有価証券ごとに記載すること。

(11－２)　自ら行った外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

①　外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分		ファンド数	設定額
	単位型外国投資信託		百万円
	追加型外国投資信託		
株式外国投資信託計			
	単位型外国投資信託		
	追加型外国投資信託		
公社債外国投資信託計			
	単位型外国投資信託		
	追加型外国投資信託		
不動産外国投資信託計			
	単位型外国投資信託		
	追加型外国投資信託		
その他外国投資信託計			
合計			

（注意事項）

⑾②の注意事項に準じて記載すること。

②　法第２条第２項第３号又は第４号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況

区分	口　数	出資額
法第２条第２項第３号に係るもの		百万円
法第２条第２項第４号に係るもの		
合計		

［７～９　同左］

⑧　令第１条の９の２各号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況

［同左］

（注意事項）

令第１条の９の２各号に掲げる有価証券ごとに記載すること。

［加える。］